

資料 1

大野郡 5 町 2 村合併協議会

第 7 回会議資料

日 時 : 平成 1 6 年 1 月 1 5 日 (木) 午後 1 時 3 0 分

場 所 : 清川村中央公民館 大集会室

会 議 次 第

委嘱状交付

1. 開会あいさつ
2. 会長あいさつ
3. 開催地町村長あいさつ
4. 経過の報告
5. 議事録署名人の指名について

() ()

6. 議事

議 案

- 議案第12号 大野郡5町2村合併協議会公立医療施設総合検討専門委員会設置規程について
- 議案第13号 大野郡5町2村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償等に関する規程の一部改正について

協 議

< 新規協議 >

- | | | |
|--------|----------------------|--------------|
| 協議第9号 | 町名・字名の取扱いについて | 「協定項目第19-2号」 |
| 協議第13号 | 財産の取扱いについて | 「協定項目第5号」 |
| 協議第14号 | 特別職の身分の取扱いについて | 「協定項目第12号」 |
| 協議第15号 | 条例・規則等の取扱いについて | 「協定項目第13号」 |
| 協議第16号 | 事務組織及び機構の取扱いについて | 「協定項目第14号」 |
| 協議第17号 | 一部事務組合等の取扱いについて(その1) | 「協定項目第15-1号」 |
| 協議第18号 | 国民健康保険事業の取扱いについて | 「協定項目第24号」 |
| 協議第19号 | 介護保険事業の取扱いについて | 「協定項目第25号」 |
| 協議第20号 | 衛生事業の取扱いについて | 「協定項目第30号」 |
| 協議第21号 | 環境対策事業の取扱いについて | 「協定項目第40号」 |
| 協議第22号 | 社会福祉協議会の取扱いについて(その1) | 「協定項目第49-1号」 |
| 協議第23号 | 学校教育事業の取扱いについて(その1) | 「協定項目第46-1号」 |

< その他 >

- | | | |
|--------|----------------|-------------|
| 協議第24号 | 新市の名称について(その2) | 「協定項目第3-2号」 |
|--------|----------------|-------------|

提 案

- | | | |
|--------|---------------------|--------------|
| 協議第25号 | 行政区の取扱いについて | 「協定項目第21号」 |
| 協議第26号 | 学校教育事業の取扱いについて(その2) | 「協定項目第46-2号」 |
| 協議第27号 | 社会教育事業の取扱いについて(その1) | 「協定項目第48-1号」 |

その他

今後のスケジュールについて

7. 閉会あいさつ

経 過 報 告

期 日	行 事	摘 要
12月25日(木)	第 6 回協議会	委嘱状交付 報告 報告第17号 大野郡5町2村合併協議会専門部会規程の一部改正について 協議 < 継続協議 > 協議第 6 号 新市の事務所の位置について 協議第 7 号 議員の定数及び任期の取扱いについて 協議第 8 号 慣行の取扱いについて 協議第10号 男女共同参画の取扱いについて < 新規協議 > 協議第11号 地方税の取扱いについて 協議第12号 一般職の職員の身分の取扱いについて 提案 協議第 9 号 町名・字名の取扱いについて(再提案) 協議第13号 財産の取扱いについて 協議第14号 特別職の身分の取扱いについて 協議第15号 条例・規則等の取扱いについて 協議第16号 事務組織及び機構の取扱いについて 協議第17号 一部事務組合等の取扱いについて (その1) 協議第18号 国民健康保険事業の取扱いについて 協議第19号 介護保険事業の取扱いについて 協議第20号 衛生事業の取扱いについて 協議第21号 環境対策事業の取扱いについて 協議第22号 社会福祉協議会の取扱いについて (その1) 協議第23号 学校教育事業の取扱いについて (その1) その他 大野郡5町2村の財政状況について 今後のスケジュールについて
	情報システム統合 現地調査	犬飼町
	第 1 2 回 町村長連絡会	
12月26日(金)	第 1 回新市名候補 選定小委員会 仕事納め式	小委員会の役割・スケジュール、新市名称応募要領等
1月 5日(月)	仕事始め式 竹田直入地域市町 合併協議会打合せ	消防事務協議等
1月 6日(火)	第 1 3 回 町村長連絡会 大野郡町村会	
1月 7日(水)	民生部会作業部会	健康づくり事業
1月 8日(木)	第 6 回幹事会	報告(2) 協議(第24号～第26号、基金、専門委員会設置) 報告(~)

期 日	行 事	摘 要
1月 9日(金)	建設部会作業部会	水道事業
	産業部会作業部会	林業事業
	第 1 回議会議員定数等検討小委員会	議員の定数及び任期の取扱い等
1月13日(火)	総務部会作業部会	消防防災事業
	文教部会	学校教育・社会教育事業の取扱い
	第 1 4 回 町村長連絡会	
1月14日(水)	民生部会作業部会	障害者福祉事業
	産業部会	林業事業の取扱い
	建設部会作業部会	水道事業
	第 6 回まちづくり プロジェクトチーム会議	新市将来ビジョンの骨子
1月15日(木)	第 7 回協議会	

議案第12号

大野郡5町2村合併協議会公立医療施設総合
検討専門委員会設置規程について

大野郡5町2村合併協議会公立医療施設総合検討専門委員会設置規程を別紙
のように定める。

平成16年1月15日提出

大野郡5町2村合併協議会
会長 芦刈幸雄

大野郡5町2村合併協議会公立医療施設総合検討専門委員会設置規程(案)

(設置)

第1条 この規程は、大野郡5町2村合併協議会規約(以下「規約」という。)

第11条第2項の規定に基づき、過疎化、少子高齢化社会の進展や疾病構造の変化など、医療施設を取り巻く環境が著しく変化している中で、合併後、新市における緒方町国保総合病院及び清川村国民健康保険直営診療所(以下「公立医療施設」という。)の担うべき役割や機能及び経営のあり方等について総合的な調査検討を行うため、公立医療施設総合検討専門委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、専門的に調査検討する。

- (1) 公立医療施設の担うべき役割、機能に関する事項
- (2) 公立医療施設と他の医療施設との連携、機能分担に関する事項
- (3) 公立医療施設の診療体制に関する事項
- (4) 公立医療施設の経営のあり方に関する事項
- (5) 前各号に掲げる事項のほか会長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内とし、次に掲げる者のうちから会長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 医療関係者
- (2) 受療関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 行政関係者
- (5) その他会長が必要と認める者

2 委員会に、委員長及び副委員長1名を置く。

3 委員長及び副委員長は、会長が選任する。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集しその議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議は、原則公開とする。ただし、委員の半数以上の賛同があるときは、公開しないことができるものとする。

4 会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見

が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって議事を進めるものとする。

5 会議資料の公開については、大野郡5町2村合併協議会会議運営規程第8条の規定を適用する。

(関係者の出席)

第5条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、関係者の出席を要請し、説明及び意見を求めることができる。

2 関係者が委員会に出席したときの報酬及び費用弁償については、大野郡5町2村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償等に関する規程による。

(報告)

第6条 委員長は、委員会の協議経過及び結果について、規約第12条に定める町村長連絡会において大野郡5町2村合併協議会会長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、規約第14条第1項に規定する事務局において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年1月20日から施行する。

公立医療施設総合検討専門委員会名簿(案)

区分		団体名	職名
医療関係者	5	大野郡医師会	会長等2名
		大分県立三重病院	院長
		緒方病院	院長
		清川村診療所	所長
受療関係者	4	大野郡老人クラブ連合会	会長
		大野郡PTA連合会	副会長(母親代表)
		大野郡5町2村商工会	代表
		大野郡自治連合会	会長
学識経験者	3	大分大学	医学部教授
		公認会計士	
		大野郡東部消防本部	消防長
行政関係者	3	大野郡5町2村村長会	代表
		大野郡5町2村議長会	代表
		三重保健所	所長
計	15		

議案第 13 号

大野郡 5 町 2 村合併協議会委員等の報酬及び
費用弁償等に関する規程の一部改正について

大野郡 5 町 2 村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 16 年 1 月 15 日提出

大野郡 5 町 2 村合併協議会
会 長 芦 刈 幸 雄

大野郡 5 町 2 村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償等に関する規程の
一部を改正する規程

第 2 条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず特に専門的知識が必要と会長が認めた委員等の報酬の額は、日額 8 , 8 0 0 円とする。

附 則

この規程は、平成 16 年 1 月 20 日から施行する。

別紙

改 正 前	改 正 後																								
<p>大野郡5町2村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償等に関する規程</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、大野郡5町2村合併協議会規約第19条第2項の規定に基づき、大野郡5町2村合併協議会(以下「協議会」という)の委員等の報酬及び費用弁償等について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(報酬)</p> <p>第2条 協議会の委員等の報酬の額は、日額4,600円とする。ただし、合併関係町村の長、助役及びその他の常勤職員については、これを支給しない。</p> <p>(費用弁償等)</p> <p>第3条 協議会の委員等が、職務のため旅行したときは、費用弁償として、別表により旅費を支給することができる。ただし、合併関係町村の長、助役及びその他の常勤職員については、これを支給しない。</p> <p>(委任)</p> <p>第4条 この規程に定めるもののほか協議会の委員等の報酬及び費用弁償等に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程は、平成15年3月1日から施行する。</p> <p>別表(第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">鉄道賃</th> <th rowspan="2">車賃 (1kmにつき)</th> <th colspan="2">日 当</th> <th rowspan="2">宿泊料 (1夜につき)</th> </tr> <tr> <th>郡内(1日)</th> <th>県内(1日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2等運賃 (普通運賃)</td> <td>40円</td> <td>1,000円</td> <td>2,200円</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、県外旅行の場合は、日当、宿泊料を上記表金額に3割を加算した額とし、東京出張の場合に限り、その出張1日につき、都内車賃として2,000円を追加して支給をする。</p>	鉄道賃	車賃 (1kmにつき)	日 当		宿泊料 (1夜につき)	郡内(1日)	県内(1日)	2等運賃 (普通運賃)	40円	1,000円	2,200円	10,000円	<p>大野郡5町2村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償等に関する規程</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、大野郡5町2村合併協議会規約第19条第2項の規定に基づき、大野郡5町2村合併協議会(以下「協議会」という)の委員等の報酬及び費用弁償等について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(報酬)</p> <p>第2条 協議会の委員等の報酬の額は、日額4,600円とする。ただし、合併関係町村の長、助役及びその他の常勤職員については、これを支給しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず特に専門的知識が必要と会長が認めた委員等の報酬の額は、日額8,800円とする。</p> <p>(費用弁償等)</p> <p>第3条 協議会の委員等が、職務のため旅行したときは、費用弁償として、別表により旅費を支給することができる。ただし、合併関係町村の長、助役及びその他の常勤職員については、これを支給しない。</p> <p>(委任)</p> <p>第4条 この規程に定めるもののほか協議会の委員等の報酬及び費用弁償等に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程は、平成16年1月20日から施行する。</p> <p>別表(第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">鉄道賃</th> <th rowspan="2">車賃 (1kmにつき)</th> <th colspan="2">日 当</th> <th rowspan="2">宿泊料 (1夜につき)</th> </tr> <tr> <th>郡内(1日)</th> <th>県内(1日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2等運賃 (普通運賃)</td> <td>40円</td> <td>1,000円</td> <td>2,200円</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、県外旅行の場合は、日当、宿泊料を上記表金額に3割を加算した額とし、東京出張の場合に限り、その出張1日につき、都内車賃として2,000円を追加して支給をする。</p>	鉄道賃	車賃 (1kmにつき)	日 当		宿泊料 (1夜につき)	郡内(1日)	県内(1日)	2等運賃 (普通運賃)	40円	1,000円	2,200円	10,000円
鉄道賃			車賃 (1kmにつき)	日 当		宿泊料 (1夜につき)																			
	郡内(1日)	県内(1日)																							
2等運賃 (普通運賃)	40円	1,000円	2,200円	10,000円																					
鉄道賃	車賃 (1kmにつき)	日 当		宿泊料 (1夜につき)																					
		郡内(1日)	県内(1日)																						
2等運賃 (普通運賃)	40円	1,000円	2,200円	10,000円																					

大野郡5町2村合併協議会の日程について

大野郡5町2村合併協議会開催一覧表

	開 催 日 時	開 催 場 所
第 1 回	平成15年 3月 8日(土) 午前9時00分	三重町大原総合体育館 研修室
第 2 回	平成15年 3月26日(水) 午後2時00分	三重町大原総合体育館 研修室
第 3 回	平成15年 4月24日(木) 午後1時30分	三重町大原総合体育館 研修室
第 4 回	平成15年 5月26日(月) 午後5時00分	三重町大原総合体育館 研修室
第 5 回	平成15年 7月 4日(金) 午前9時00分	三重町大原総合体育館 研修室
	平成15年12月 9日(火) 午後1時30分	三重町大原総合体育館 サブアリーナ
第 6 回	平成15年12月25日(木) 午後1時30分	三重町大原総合体育館 研修室
第 7 回	平成16年 1月15日(木) 午後1時30分	清川村中央公民館 大集会室
第 8 回	平成16年 1月29日(木) 午後1時30分	緒方町中央公民館 ホール
第 9 回	平成16年 2月12日(木) 時 分	朝地町公民館 ホール
第10回	平成16年 2月26日(木) 時 分	大野町中央公民館
第11回	平成16年 3月11日(木) 時 分	千歳村
第12回	平成16年 3月25日(木) 時 分	犬飼町

協定項目を協議会にかけるスケジュール（変更1回目）

平成15年12月24日作成

	小項目数	統括部会	提 案	協議確認
1 合併の方式	1	企画	15.3.26	15.4.24
2 合併の期日	1	企画	15.3.26	15.4.24
3 新市の名称	1	企画	15.3.26	
小委員会後のスケジュール 小委員会				
4 新市事務所の位置	1	企画	15.3.26	15.12.25
6 議員の定数及び任期の取り扱い	1	総務	15.4.24	15.12.25
小委員会設置後のスケジュール 小委員会 3回 予定				
2.26 提案 3.11 結論				
8 地方税の取り扱い	47	総務	15.12.9	15.12.25
9 一般職の職員の身分の取り扱い	3	総務	15.12.9	15.12.25
20 慣行の取り扱い	7	企画	15.4.24	15.12.25
22 男女共同参画の取り扱い	3	企画	15.5.26	15.12.25

以上協議済

5 財産の取り扱い	5	総務	15.12.25	16.1.15
12 特別職の身分の取り扱い	5	総務	15.12.25	16.1.15
13 条例・規則の取り扱い	1	総務	15.12.25	16.1.15
14 事務組織及び機構の取り扱い	2	総務	15.12.25	16.1.15
15 一部事務組合の取り扱い	12 / 2	総務	15.12.25	16.1.15
19 町名・字名の取り扱い	1	企画	15.12.25	16.1.15
24 国民健康保険事業の取り扱い	9	民生	15.12.25	16.1.15
25 介護保険事業の取り扱い	7	民生	15.12.25	16.1.15
30 衛生事業の取り扱い	8	民生	15.12.25	16.1.15
40 環境対策事業の取り扱い	2	民生	15.12.25	16.1.15
46 学校教育事業の取り扱い	43 / 2	文教	15.12.25	16.1.15
49 社会福祉協議会の取り扱い	7 / 2	民生	15.12.25	16.1.15

以上 15.12.25 提案 16.1.15 結論

21 行政区の取り扱い	1	企画	16.1.15	16.1.29
46 学校教育事業の取り扱い	43 / 2	文教	16.1.15	16.1.29
48 社会教育事業の取り扱い	22 / 2	文教	16.1.15	16.1.29

以上 16.1.15 提案 16.1.29 結論

7 農業委員会委員の定数及び任期の取り扱い	1	産業		
農業委員会の取扱い				
16 使用料・手数料の取り扱い		総務	企画	
17 公共的団体等の取り扱い		総務	企画	
18 補助金、交付金等の取り扱い		総務	企画	
31 障害者福祉事業の取り扱い	17	民生		
39 健康づくり事業の取り扱い	11	民生		

41 農林水産事業の取り扱い 50 / 2 産業 (林業)

以上 16.1.29 提案 16.2.12 結論

7	農業委員会委員の定数及び任期の取り扱い 農業委員会の取扱い	1	産業
16	使用料・手数料の取り扱い		総務
17	公共的団体等の取り扱い		総務
18	補助金、交付金等の取り扱い		産業
18	補助金、交付金等の取り扱い		総務
29	交通対策事業の取り扱い	1	総務
41	林水産事業の取扱い	50 / 2	産業
45	上下水道事業の取り扱い	4	建設
47	文化振興事業の取り扱い	4	文教
48	社会教育事業の取り扱い	22	文教

以上 16.2.12 提案 16.2.26 結論

6	議員の定数及び任期の取り扱い 小委員会設置後のスケジュール 2.26 提案 3.11 結論	1 小委員会 3回	総務 予定
15	一部事務組合の取り扱い	12 / 2	総務
16	使用料・手数料の取り扱い		企画
17	公共的団体等の取り扱い 公共的団体等の取り扱い		産業 企画
18	補助金、交付金等の取り扱い		産業 企画
23	電算システムの取り扱い	2	総務
26	消防防災事業の取扱い	9	総務
32	高齢者福祉事業の取り扱い	9	民生
33	児童福祉事業の取り扱い	6	民生
34	人権教育・同和対策事業の取り扱い	2	民生
36	保育事業の取り扱い	2	民生
37	生活保護事業の取り扱い	1	民生
38	その他の福祉事業の取り扱い	17	民生
41	農林水産事業の取扱い		産業
50	地籍事業の取り扱い	1	建設

以上 16.2.26 提案 16.3.11 結論

41	農林水産事業の取扱い		産業
16	使用料・手数料の取り扱い		産業
17	公共的団体等の取り扱い		総務
27	交流事業の取り扱い	3	企画
51	定住促進事業の取り扱い	10	企画

以上 16.3.11 提案 16.3.25 結論

10	地域審議会の取り扱い	1	企画		
16	使用料・手数料の取り扱い		産業		
28	広報・広聴事業の取り扱い	15	企画		
35	病院・診療所の取り扱い	5	民生		
41	農林水産事業の取扱い		産業		
42	商工観光事業の取り扱い	20	産業		
43	勤労者・消費者事業の取り扱い	6	産業		
44	建設事業の取り扱い	37	建設		
49	社会福祉協議会の取り扱い	7 / 2	民生		
52	その他の事業の取り扱い	24	企画		
11	新市将来構想の策定及び新市建設計画の作成	1	企画	16.3.25 提案	16.6.10 結論

以上	16.3.25 提案	16.4.8 結論
----	------------	-----------

参 考

16	使用料・手数料等の取り扱い					
	総務	1.29	産業	3.11	企画	1.29
17	公共的団体等の取り扱い					
	総務	1.29	産業	2.26	企画	1.29
18	補助金、交付金等の取り扱い					
	総務	1.29	産業	2.12	企画	1.29
16	使用料・手数料等の取り扱い					
	総務	2.12	産業	3.25	企画	2.26
17	公共的団体等の取り扱い					
	総務	2.12	産業	3.11	企画	2.26
18	補助金、交付金等の取り扱い					
	総務	2.12	産業	2.26	企画	2.26

小項目数

16	使用料・手数料の取り扱い													
	総務	25	企画	1	民生	68	文教	18	産業	50	建設	50	計	212
17	公共的団体等の取り扱い													
	総務	16	企画	4	民生	29	文教	24	産業	64	建設	1	計	138
18	補助金、交付金等の取り扱い													
	総務	115	企画	51	民生	68	文教	165	産業	299	建設	49	計	747

大野郡 5 町 2 村合併協議会委員名簿

役職名	職 名	氏 名	備 考
会 長	三重町長	芦 刈 幸 雄	
副会長	緒方町長	山 中 博	
	千歳村議会議長	高 野 健 治	
監 事	清川村長	森 健 一	
	大野町議会議長	清 田 満 作	
委 員	三重町議会議長	生 野 照 雄	
	三重町新市まちづくり委員会委員長	小 野 幸 義	
	清川村議会議長	江 藤 秀 明	
	清川村新市まちづくり委員会委員長	衛 藤 康 晴	
	緒方町議会議長	伊 藤 憲 義	
	緒方町新市まちづくり委員会委員長	大 塚 尊 俊	
	朝地町長	羽田野 昭太郎	
	朝地町議会議長	浅 野 益 美	
	朝地町新市まちづくり委員会委員長	森 憲 一	
	大野町長	佐 伯 和 光	
	大野町新市まちづくり委員会委員長	城 井 学	
	千歳村長	阿 南 宏	
	千歳村新市まちづくり委員会委員長	宮 成 三 生	
	犬飼町長	山 村 昭 三	
	犬飼町議会議長	若 松 成 次	
	犬飼町新市まちづくり委員会委員長	佐 藤 忠 憲	
	大分県大野地方振興局長	林 満 男	